

平成29年6月1日

▼タイトル

指名競争入札等に係る業者の指名停止について

▼概要

高島市建設工事等指名停止要領に基づき指名停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1. 指名停止措置業者

- ① 株式会社富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部（大阪府）
- ② 日本電気株式会社 滋賀支店（大津市）
- ③ 沖電気工業株式会社 京都支店（京都市）
- ④ 日本無線株式会社 関西支社（大阪市）
- ⑤ 株式会社日立国際電気 関西支社（大阪市） 以上5者

2. 指名停止の理由

指名停止要領第2条 別表第2 第7号（1）～（3）【独占禁止法違反行為】

株式会社富士通ゼネラルなど計5者は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器にかかる案件において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日付けで公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

このことが、高島市建設工事等指名停止要領第2条 別表第2 第7号（1）～（3）の規定に該当するため指名停止措置を行います。

3. 指名停止期間

- ① 株式会社富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部
平成29年6月1日から 12月間
- ② 日本電気株式会社 滋賀支店
平成29年6月1日から 6月間
- ③ 沖電気工業株式会社 京都支店
平成29年6月1日から 12月間
- ④ 日本無線株式会社 関西支社
平成29年6月1日から 9月間
- ⑤ 株式会社日立国際電気 関西支社
平成29年6月1日から 12月間

▼問い合わせ先

○所 属： 総務部 契約検査課

○担 当： 平井

○電話番号：0740（25）8501

○ファックス：0740（25）8101